

平成 29 年 12 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者
ケネディクス・レジデンシャル投資法人
代表者名 執行役員 佐藤 啓介
(コード番号：3278)

資産運用会社
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 田島 正彦
問合せ先 レジデンシャル・リート本部
企画部長 山本 晋
TEL：03-5623-8682

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

ケネディクス・レジデンシャル投資法人（以下「KDR」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり平成30年1月25日開催予定のKDRの第5回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- ① 平成 30 年 3 月 1 日を合併の効力発生日として、KDR を吸収合併存続法人、ジャパン・シニアリビング投資法人（以下「JSL」といいます。）を吸収合併消滅法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うにあたり、本合併の効力発生日付で KDR の名称を変更することいたしましたので、商号の変更を行うものです（新投資法人名をケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人に変更）（現行規約第 1 条関係）。
- ② KDR の資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社の本店が東京都千代田区に移転したことから、これに伴い KDR の本店についても同様に移転すべく、KDR の本店所在地を、東京都中央区から東京都千代田区に変更するものです（現行規約第 3 条関係）。
- ③ 本合併に伴い、KDR は、JSL の投資主に対し 1 口以上の KDR の投資口を交付することを目的として、KDR の投資口 1 口につき 2 口の割合による投資口の分割を行うことを予定しています。当該投資口分割に伴い発行済投資口の総口数が増加することから、予め発行可能投資口総口数を増加するものです（新投資法人の発行可能投資口総口数を 5,000,000 口から 10,000,000 口に変更）（現行規約第 5 条第 1 項関係）。
- ④ 会計監査人の役割及び責任が一層高まりつつある中で、KDR の運用資産の規模拡大等に伴い監査業務も拡大することを踏まえ、会計監査人の報酬額を妥当な水準とすることができるよう金額上限の変更を行うとともに、支払時期の柔軟性を確保するため、報酬の支払時期を監査報告書の受領の翌月末日までに変更するものです（会計監査人の報酬額の上限を 1,200 万円から 1,500 万円に変更）（現行規約第 28 条関係）。
- ⑤ 本合併の実施に伴い、KDR が主として投資する不動産の主要な用途について、従来の居住用施設に加え、ヘルスケア施設（病院等のメディカル施設を含みます。）及び宿泊施設を追加するとともに、新たに追加するこれらの用途の不動産が地方の有力都市等にも多く存在することに鑑み、KDR の主要な投資対象地域の一つである地方経済圏の定義を変更し、地方の有力都市を含めることができるよう、規定を変更するものです（現行規約第 30 条第 1 項、第 2 項関係）。
- ⑥ 分配方針に関し、投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の定義について、投資信託及び投資法人に関する法律の規定内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものです（現行規約第 38 条関係）。
- ⑦ 本合併に伴い、資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社が本合併の実現に向

け JSL の保有資産等の調査及び評価、関係者との交渉その他の合併の実現のための業務を実施したことから、かかる資産運用会社の業務に対する正当な対価を支払うことを可能とするため、合併報酬に関する規定を新設するものです（KDR が他の投資法人との間で新設合併又は吸収合併を行った場合において、当該合併の効力発生時において当該他の投資法人が保有していた不動産関連資産の当該合併の効力発生時における評価額に対して、1.0%を上限として KDR と資産運用会社で合意する料率を乗じた金額を資産運用会社の合併報酬とする規定の新設）（現行規約別紙関係）。

- ⑧ 上記①、③及び⑤の規約変更は、本合併の効力発生を条件としてその効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第 11 章関係）。
（規約変更の詳細については、添付の「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

提案の理由は以下のとおりです。

- (1) 執行役員佐藤啓介から、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日の前日（平成 30 年 2 月 28 日を予定）をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日（平成 30 年 3 月 1 日を予定）付で新たな執行役員 2 名（候補者：佐藤啓介及び奥田かつ枝^(注)）の選任をお願いするものです。
- (2) 執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名（候補者：山本晋）の選任をお願いするものです。
- (3) 監督役員千葉理及び小川聡の両名から、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日の前日（平成 30 年 2 月 28 日を予定）をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日（平成 30 年 3 月 1 日を予定）付で新たな監督役員 3 名（候補者：千葉理、小川聡及び岩尾總一郎^(注)）の選任をお願いするものです。

（注）本日現在において、奥田かつ枝は JSL の執行役員を、岩尾總一郎は JSL の監督役員をそれぞれ務めています。

3. 日程

平成29年12月1日	本投資主総会提出議案承認の役員会
平成29年12月22日	本投資主総会招集ご通知の発送（予定）
平成30年1月25日	本投資主総会開催（予定）

以 上

<添付資料>

- ・第5回投資主総会招集ご通知

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*KDRのホームページアドレス

ケネディクス・レジデンシャル投資法人 <http://www.kdr-reit.com/>

投資主各位

東京都中央区日本橋兜町6番5号
ケネディクス・レジデンシャル投資法人
執行役員 佐藤 啓介

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成30年1月24日（水曜日）午後5時までにご到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成30年1月25日（木曜日）午後2時00分
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所2階 東証ホール
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員2名選任の件
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席にあたり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページに掲載いたしますのでご了承ください。
本投資法人のホームページ (<http://www.kdr-reit.com/>)
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用を委託しているケネディクス不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成30年3月1日を合併の効力発生日として、本投資法人を吸収合併存続法人、ジャパン・シニアリビング投資法人（以下「JSL」といいます。）を吸収合併消滅法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うにあたり、本合併の効力発生日付で本投資法人の名称を変更することにいたしましたので、商号の変更を行うものです（現行規約第1条関係）。
- (2) 本投資法人の資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社の本店が東京都千代田区に移転したことから、これに伴い本投資法人の本店についても同様に移転すべく、本投資法人の本店所在地を、東京都中央区から東京都千代田区に変更するものです（現行規約第3条関係）。
- (3) 本合併に伴い、本投資法人は、JSLの投資主に対し1口以上の本投資法人の投資口を交付することを目的として、本投資法人の投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行うことを予定しています。当該投資口分割に伴い発行済投資口の総口数が増加することから、予め発行可能投資口総口数を増加するものです（現行規約第5条第1項関係）。
- (4) 会計監査人の役割及び責任が一層高まりつつある中で、本投資法人の運用資産の規模拡大等に伴い監査業務も拡大することを踏まえ、会計監査人の報酬額を妥当な水準とすることができるよう金額上限の変更を行うとともに、支払時期の柔軟性を確保するため、報酬の支払時期を監査報告書の受領の翌月末日までに変更するものです（現行規約第28条関係）。
- (5) 本合併の実施に伴い、本投資法人が主として投資する不動産の主要な用途について、従来の居住用施設に加え、ヘルスケア施設（病院等のメディカル施設を含みます。）及び宿泊施設を追加するとともに、新たに追加するこれらの用途の不動産が地方の有力都市等にも多く存在することに鑑み、本投資法人の主要な投資対象地域の一つである地方経済圏の定義を変更し、地方の有力都市を含めることができるよう、規定を変更するものです（現行規約第30条第1項、第2項関係）。

- (6) 分配方針に関し、投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の定義について、投資信託及び投資法人に関する法律の規定内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものです（現行規約第38条関係）。
- (7) 本合併に伴い、資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社が本合併の実現に向けJSLの保有資産等の調査及び評価、関係者との交渉その他の合併の実現のための業務を実施したことから、かかる資産運用会社の業務に対する正当な対価を支払うことを可能とするため、合併報酬に関する規定を新設するものです（現行規約別紙関係）。
- (8) 上記(1)、(3)及び(5)の規約変更は、本合併の効力発生を条件としてその効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第11章関係）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第1条（商号）</p> <p>本投資法人は、ケネディクス・レジデンシャル投資法人と称し、英文では Kenedix Residential Investment Corporation と表示する。</p>	<p>第1条（商号）</p> <p>本投資法人は、ケネディクス・レジデンシャル・<u>ネクスト</u>投資法人と称し、英文では Kenedix Residential <u>Next</u> Investment Corporation と表示する。</p>
<p>第3条（本店の所在地）</p> <p>本投資法人は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p>	<p>第3条（本店の所在地）</p> <p>本投資法人は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p>
<p>第5条（発行可能投資口総口数）</p> <p>1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、<u>5,000,000</u>口とする。</p> <p>2. ～3. （記載省略）</p>	<p>第5条（発行可能投資口総口数）</p> <p>1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、<u>10,000,000</u>口とする。</p> <p>2. ～3. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 28 条（会計監査人の報酬の支払に関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に <u>1,200 万円</u>を上限とし、役員会で決定する金額を、当該決算期について投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書を受領後 <u>1 か月以内に支払うものとする。</u></p> <p>第 30 条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人が主として投資する不動産関連資産（第 31 条第 4 項に定義する。以下同じ。）は、不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が<u>居住用施設</u>である不動産関連資産とする。<u>ただし、本投資法人は、不動産関連資産の主体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が宿泊施設（ホテル等をいう。）である不動産関連資産にも投資することができる。</u></p> <p>2. 本投資法人は、主要な投資対象地域を東京経済圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の主要都市をいう。）及び地方経済圏（政令指定都市をはじめとする地方中核都市をいう。）とし、主としてかかる投資対象地域に不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産が所在する不動産関連資産に投資する。</p> <p>3.～4. （記載省略）</p>	<p>第 28 条（会計監査人の報酬の支払に関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に <u>1,500 万円</u>を上限とし、役員会で決定する金額を、当該決算期について投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書を受領した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>第30条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人が主として投資する不動産関連資産（第 31 条第 4 項に定義する。以下同じ。）は、不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が<u>(i)居住用施設、(ii)ヘルスケア施設（病院等のメディカル施設を含む。）又は(iii)宿泊施設</u>である不動産関連資産とする。</p> <p>2. 本投資法人は、主要な投資対象地域を東京経済圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の主要都市をいう。）及び地方経済圏（政令指定都市をはじめとする地方都市をいう。）とし、主としてかかる投資対象地域に不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産が所在する不動産関連資産に投資する。</p> <p>3.～4. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 38 条 (金銭の分配の方針)</p> <p>(1) 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち利益の金額は、<u>投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益 (貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。)</u> の金額とする。</p> <p>② (記載省略)</p> <p>(2)～(5) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 38 条 (金銭の分配の方針)</p> <p>(1) 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち利益 (<u>投信法第 136 条第 1 項に規定する利益をいう。)</u> の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に準拠して計算されるものとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 11 章 附則</p> <p><u>第 41 条 (変更の効力発生)</u></p> <p><u>第 1 条、第 5 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 2 項に係る本規約の変更の効力は、本投資法人及びジャパン・シニアリビング投資法人との間で締結された平成 29 年 11 月 10 日付合併契約書に基づく、本投資法人を吸収合併存続法人とし、ジャパン・シニアリビング投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併 (以下「本合併」という。) の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日に生じる。なお、本章の規定は、本条に基づく本規約の変更の効力発生後にこれを削除する。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が保有する資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬は、運用報酬 I 及び II、取得報酬並びに譲渡報酬から構成され、その金額、計算方法及び支払期限はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>なお、本投資法人は、上記報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を資産運用会社宛て資産運用会社の指定する口座に振込む方法により支払うものとする。</p> <p>(1)～(4) (記載省略) (新設)</p>	<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が保有する資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬は、運用報酬 I 及び II、取得報酬、<u>譲渡報酬並びに合併報酬</u>から構成され、その金額、計算方法及び支払期限はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>なお、本投資法人は、上記報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を資産運用会社宛て資産運用会社の指定する口座に振込む方法により支払うものとする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり) (5)合併報酬</p> <p><u>本投資法人が他の投資法人との間で新設合併又は吸収合併（以下「合併」と総称する。）を行った場合において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該合併の効力発生時において当該他の投資法人が保有していた不動産関連資産の当該合併の効力発生時における評価額に対して、1.0%を上限として別途本投資法人と資産運用会社で合意する料率を乗じた金額を合併報酬とする。</u></p> <p><u>合併報酬の支払期限は、合併の効力発生日から3か月以内とする。</u></p>

第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員佐藤啓介から、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日の前日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日付で新たな執行役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、本合併の効力発生日より2年間とします。

なお、本議案は、平成29年12月1日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
1	佐藤啓介 (昭和46年1月6日)	平成5年4月 平成14年10月 平成18年5月 平成19年10月 平成23年11月 平成24年2月 平成24年8月 平成25年10月 平成28年3月 平成29年3月	東急不動産株式会社 J. P. モルガン証券会社 キャピタル・アドバイザーズ株式会社 ラウンドヒル・キャピタルパートナーズ株式会社 ケネディクス株式会社 ケネディクス・リート・マネジメント株式会社 財務企画部長 ケネディクス・リート・マネジメント株式会社 取締役投資運用部長 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 KRIファンド本部投資運用部長 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 レジデンシャル・リート本部 企画部長 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役最高業務執行者(COO)兼レジデンシャル・リート本部長(現在に至る) ケネディクス・レジデンシャル投資法人 執行役員(現在に至る)	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
2	おくだ かつえ 奥田 かつ枝 (昭和38年12月28日)	昭和61年4月 平成9年9月 平成12年11月 平成18年4月 平成18年8月 平成19年10月 平成21年4月 平成23年9月 平成24年11月 平成25年6月 平成27年5月 平成27年12月 平成29年11月 平成29年11月	三菱信託銀行株式会社 入社 株式会社緒方不動産鑑定事務所 入所 株式会社緒方不動産鑑定事務所 取締役 (現在に至る) 東京地方裁判所民事調停委員 (現在に至る) 国土審議会土地政策分科会鑑定 評価部会専門委員 (現在に至 る) 東京都土地利用審査会委員 学校法人明治大学専門職大学院 グローバルビジネス研究科兼任 講師 (現在に至る) 一般財団法人民間都市開発推進 機構メザニン支援事業審査会委 員 (現在に至る) イオン・リートマネジメント株 式会社投資委員会外部委員 (現 在に至る) 公益社団法人日本不動産鑑定士 協会連合会 常務理事 (現在に 至る) ジャパン・シニアリビング投資 法人執行役員 (現在に至る) 国土審議会土地政策分科会企画 部会専門委員 (現在に至る) 株式会社九段緒方ホールディン グス 代表取締役 (現在に至 る) 株式会社九段都市鑑定 取締役 (現在に至る)	0口

- ・ 上記執行役員候補者佐藤啓介は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社の取締役最高業務執行者（COO）兼レジデンシャル・リート本部長です。
- ・ 上記執行役員候補者佐藤啓介と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者佐藤啓介は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・ 上記執行役員候補者奥田かつ枝と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の選任日である本合併の効力発生日から、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである本合併の効力発生日の2年後の日までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、平成29年12月1日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
やまもと しん 山本 晋 (昭和50年4月10日)	平成14年4月 平成17年4月 平成20年1月 平成21年3月 平成23年1月 平成27年1月 平成29年3月	都市基盤整備公団 パシフィックマネジメント株式会社 ビジネスアンドアセットソリューション株式会社(出向) パシフィックインベストメント株式会社 ファンドオペレーション部 マネージャー クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社 投資企画部 シニアマネージャー ケネディクス不動産投資顧問株式会社 プライベート・リート本部 企画部 マネージャー ケネディクス不動産投資顧問株式会社 レジデンシャル・リート本部 企画部長(現在に至る)	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社のレジデンシャル・リート本部企画部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員千葉理及び小川聡の両名から、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日の前日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日付で新たな監督役員3名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、本合併の効力発生日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
1	ちば おさむ 千 葉 理 (昭和38年10月24日)	昭和62年4月 平成15年4月 平成16年10月 平成18年10月 平成22年4月 平成23年11月 平成28年6月 平成29年6月	三菱商事株式会社 最高裁判所司法研修所 弁護士登録(第二東京弁護士会 所属)曙綜合法律事務所(現在 に至る) 桐蔭横浜大学法科大学院客員 教授 桐蔭横浜大学法科大学院准教 授(現在に至る) ケネディクス・レジデンシヤ ル投資法人 監督役員(現在 に至る) 丸善食品工業株式会社 社外 監査役(現在に至る) 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス 社外取締 役(現在に至る)	0口
2	おがわ さとし 小 川 聡 (昭和40年10月24日)	平成元年10月 平成5年3月 平成10年1月 平成10年4月 平成23年11月 平成26年10月 平成27年12月	中央新光監査法人 公認会計士登録 小川公認会計士事務所設立 (現在に至る) 税理士登録 ケネディクス・レジデンシヤ ル投資法人 監督役員(現在 に至る) 合同会社マーキュリーコンサル ティング 代表社員(現在 に至る) 大江戸温泉物語株式会社 監 査役(現在に至る)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
3	いわ お そう いちろう 岩 尾 總一郎 (昭和22年10月18日)	昭和52年4月 昭和56年2月 昭和56年4月 昭和60年4月 平成4年7月 平成14年7月 平成15年8月 平成18年1月 平成18年1月 平成20年4月 平成20年11月 平成24年4月 平成25年12月 平成27年5月 平成28年4月 平成28年4月 平成28年4月 平成28年4月	学校法人慶應義塾大学助手 (医学部衛生学公衆衛生学教室) 学校法人慶應義塾大学講師 (医学部衛生学公衆衛生学教室) 学校法人産業医科大学助教授 (医学部衛生学教室) 厚生省大臣官房総務課ライフ サイエンス室主任科学技術調 整官 厚生省 薬務局医療機器開発 課長 環境省 自然環境局局長 厚生労働省医政局局長 世界保健機関 (WHO) 健康開発 総合研究センターセンター長 学校法人慶應義塾大学医学部 客員教授 (現在に至る) 学校法人国際医療福祉大学 副学長・教授 社会福祉法人テレビ朝日福祉 文化事業団理事 一般財団法人ハンガリー医科 大学事務局理事 (現在に至 る) 医療法人社団茅ヶ崎セントラ ルククリニック理事長・院長 ジャパン・シニアリビング投 資法人監督役員 (現在に至 る) 医療法人社団健育会 副理事 長 (現在に至る) 医療法人喬成会 理事 (現在に至る) 医療法人常磐会 理事 (現在に至る) 医療法人社団茅ヶ崎セントラ ルククリニック理事 (現在に至 る)	0口

- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者千葉理及び小川聡は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

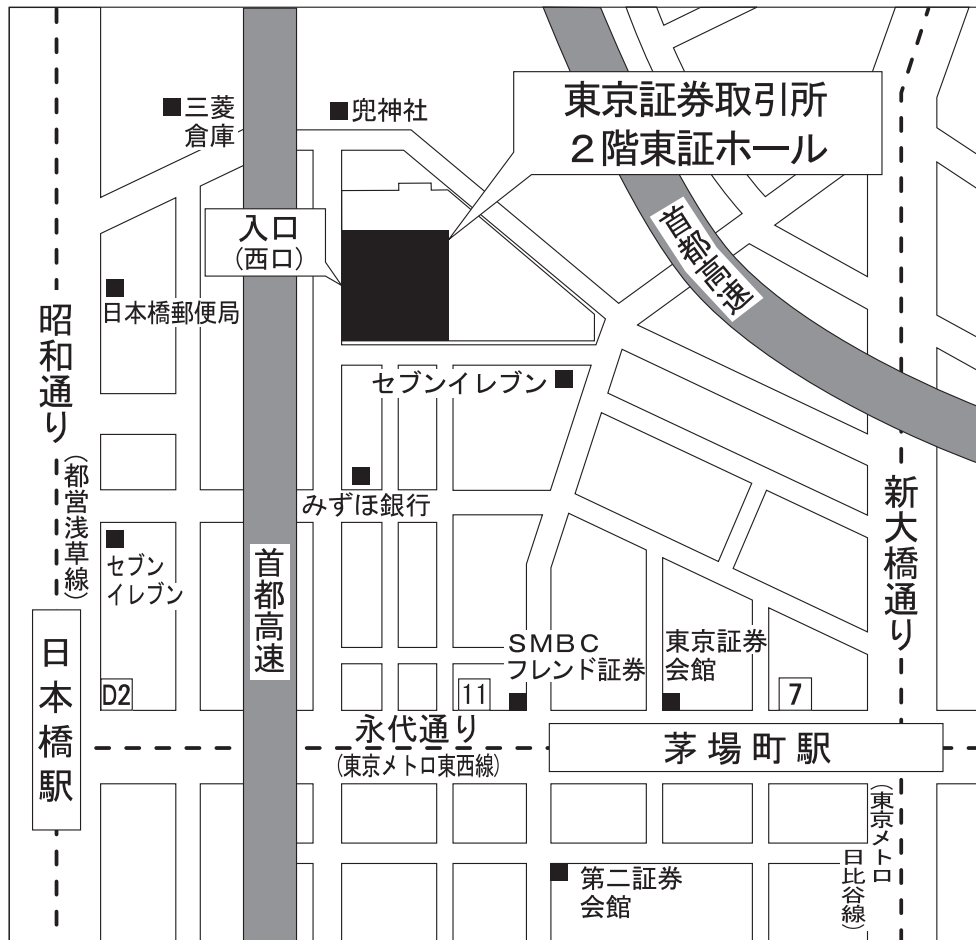
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所 2階 「東証ホール」
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- 東京証券取引所へのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ご入館にあたっては、警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。